## 羽生市標準委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、別冊の仕様書 (現場説明書等を含む。)及び図面(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵 守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発 注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任 において定めるものとする。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年 法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者はこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。
  - 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
  - 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、委託金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第三号から第四号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 23条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなくてはなら ない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、 発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求すること ができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 (監督員)

第5条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。そ の者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

- 第6条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に 通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がな いと認めるときは、この限りでない。
- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
- 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。 (業務の調査等)
- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

- 第8条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければ ならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。 (履行期間の延長)
- 第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了する ことができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書 面をもって履行期間の延長を求めることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ き事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要を生じた 経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある 場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議し て書面をもって定める。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務 の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検 査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査 を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前二項の規定を適用 する
- 4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払い)

- 第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託金額の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託金額を支払わなければなら

ない。

(契約不適合責任)

- 第13条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引 渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の 減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか。発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 三 第4条の規定に違反したとき。
  - 四 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 二 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ 契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期 を経過したとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 六 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第 2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- 七 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手 方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契 約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき はこの限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 第8条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第8条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第21条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅 する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第18条又は第19条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第22条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 15条、第16条又は第23条第3項によるときは発注者が定め、第18条又は第19条の規定によると きは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措 置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
  - 一 履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込み があると発注者が認めたとき。
  - 二 前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。
  - 三 成果物に契約不適合があるとき。
  - 四 第15条又は第16条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - 五 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第15条又は第16条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由に よって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。
- 6 第2項の場合(第16条第六号及び第八号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。 (談合等の不正行為に係る損害の賠償)
- 第23条の2 この契約に関し、受注者(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会

が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の 独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 五 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 一 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第12条第2項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。(契約不適合責任期間等)
- 第25条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第11条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及 び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受 注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方 法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合 に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすること ができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには 適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定に かかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を することはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、 この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

- 第26条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に 譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(個人情報の保護)

第27条 発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第28条 この約款に定める書面により行わなければならないこととされている催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(定めのない事項等)

第29条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、 必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

(施行期日)

1 この約款は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行日以前の契約については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この約款は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行日以前の契約については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この約款は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この約款の施行日以前の契約については、なお従前の例による。 附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この約款の施行日以前の契約については、なお従前の例による。